

# 令和6年度調査研究に対する助成募集要項

令和6年3月11日  
公益財団法人かんぽ財団

## 1 助成の趣旨

生命保険に関する調査研究に対して助成を行い、保険事業の健全な発展向上に寄与し、もって少子高齢・人口減少社会における個々人の生活設計を支援します。

## 2 調査研究対象分野

生命保険事業の健全な発展のための進むべき方向性や取り組むべき施策、あるいはサービスのあり方など、その周辺環境も含めた分野です。具体的には、保険学（論）・経営学・経済学・法学・家政学・社会学・統計学・数学等の学問分野における生命保険に関する調査研究を対象としますので、自由にテーマを設定してください。

なお、分野についてのお問い合わせは、当財団にお願いします。

平成19年度以降に助成した調査研究テーマ等は当財団のホームページ (<https://www.kampozaidan.or.jp/>) に掲載していますのでご参照ください。

注 助成の対象とならない調査研究

- ① 既に完了しているもの、図書出版等の営利を目的とする調査研究
- ② 研究集会等へ参加しその報告取りまとめを目的とするなど、出張旅費が中心の調査研究
- ③ OA機器(ソフトを含む)の購入を主たる目的としているもの

## 3 助成対象者

上記2の調査研究対象分野に関する調査研究を行う研究者または研究グループとしますが、特に講師、助教、大学院生（博士後期課程）、その他これらに準じる研究者の積極的な応募をお待ちしています。なお、応募は日本国内に在住している方に限ります。また、連続しての助成及び直近5年間に3回助成を受けた者への助成は、原則、行いません。さらに、過去、通算5回以上助成を受けた者についても、同様とします。

## 4 助成金額

60万円以内(総額1,200万円以内を予定)

なお、助成額は、申請額より減額されることがあります。

## 5 調査研究対象期間

原則、令和6年7月～令和7年6月の1年間とし、令和7年6月末までに報告書類を提出していただきます。

なお、特に必要と認められる場合に限り、調査研究対象期間は、最大2年間の範囲内とすることができるものとします。この場合には、その必要性を、別紙「調査研究助成申請書」(以下「申請書」という。)の調査研究計画書1(3)調査研究のスケジュール欄に記載してください。

## 6 申請受付

申請書により、次のとおり申請してください。なお、提出いただきました申請書は、本件調査研究助成事務以外には使用いたしません。

(1) 受付期間 令和6年4月1日～5月10日(必着)

(2) 送付先 〒113-0033  
東京都文京区本郷 3-19-4 本郷大関ビル  
公益財団法人かんぽ財団  
TEL 03-6801-5105  
FAX 03-6801-5109  
E-mail: info@kampozaidan.or.jp

## 7 選考及び決定通知

(1) 審査委員会で書類審査を行ったうえ、当財団の理事会で決定します。申請書の審査にあたり、審査委員会において必要と認めた場合は、調査研究計画等について説明を求めることがあります。

なお、選考にあたっては、過去の助成対象回数を考慮する場合があります。

公益財団法人かんぽ財団 審査委員会(令和6年度)

委員長 村 本 孜 (成城大学名誉教授)  
委員 木 村 陽 子 (公立大学法人 奈良県立大学理事)  
委員 出 口 正 義 (筑波大学名誉教授)  
委員 柳 瀬 典 由 (慶應義塾大学教授)  
委員 武 井 孝 介 (東京成徳大学教授)  
委員 利 根 川 一 (公益財団法人かんぽ財団理事長)

(2) 令和6年6月中に、申請者及び申請承諾者に対して審査結果を通知します。

## 8 助成を受けた方の義務

### (1)進捗状況報告書の提出

進捗状況報告書は、申請承諾者に内容の確認を受けて、令和6年11月末日現在の状況を令和6年12月13日までに提出してください。なお、1年を超える調査研究対象期間となる場合には、これに加えて令和7年6月末現在の状況を令和7年7月10日までに提出してください。

注 報告書用紙は助成決定通知とともに送付します。

### (2)調査研究報告書類の提出

上記5の調査研究対象期間での調査研究の成果を、令和7年6月末日(1年間を超える調査研究対象期間となる場合には、調査研究対象期間の末日)までに、次により(報告書類ア～オを作成)当財団へ提出してください。

なお、提出にあたっては申請承諾者に内容の確認を受けてください。

ア 調査研究報告書類提出書

イ 調査研究報告書(20,000字～40,000字程度)

ウ 同上要旨(2,500字～3,000字程度)

エ 研究者プロフィール(130字程度)

共同研究の場合は代表者またはグループについて記載

オ 会計報告書

費目、金額、内訳等(領収書若しくは領収書の写し又は収支簿の写しを含みます。)

注1 ア、オの様式は、助成決定通知とともに送付します。

注2 イ、ウ、エは、A4判の用紙を使用してパソコン等で作成してください。

(書式等は、別途連絡します。)

エは、ウの上段に記載してください。

なお、報告書類は原則として日本語としますが、ウについては、英訳版も併せて提出願います。

注3 調査研究における分析結果等について、今後どのように活かしたら良いのか、できれば施策的な提言にも言及してください。

注4 共同研究の場合は、調査研究報告書及び同要旨は共同研究者個々のものではなく、テーマに対する一つの調査研究として取りまとめたものを提出してください。

注5 論文発表等のため、調査研究対象期間以後も引き続き研究を続けられる場合も、助成を受けた研究の区切りとして調査研究対象期間末までに報告書類を提出してください。

(3) 調査研究の成果はできる限り学術誌、学会等で発表してください。調査研究の成果を発表するときは、「公益財団法人かんぽ財団令和6年度の助成による成果である」旨を明記又は言及してください。なお、発表された場合、発表論文名、書籍(掲載誌)の写しを、また、学会等での発表は、会場、日時、発表資料の概要を当財団に送付してください。優秀研究賞の審査等の際の重要な参考となります。

(4) 調査研究計画内容の変更は、事前に当財団の承認を得てください。

なお、提出された報告書の内容が申請書のテーマに沿っていない場合は、再度、提出いただきます。

(5) 年度の途中で人事異動等により所属機関、学部、役職名が変更になった場合、すみやかに当財団に連絡するとともに、所定の変更届を提出していただきます。

## 9 助成金の交付

(1) 助成金の交付は、助成対象者決定後1か月以内に行います。

なお、助成を受けた方が遵守すべき義務(前記8)の履行を怠り、あるいは助成の趣旨に反する事態があると認められるときは、助成金を返還していただくことがあります。

(2) 助成金は、助成対象者から指定された金融機関の口座に振り込んで交付します。

## 10 優秀研究の表彰

本件調査研究助成により優れた調査研究の成果を挙げられた方に対する表彰制度あります。

(1) 表彰内容    優秀研究賞            1件以内(副賞20万円)  
                  優秀研究奨励賞        2件以内(副賞1件当たり10万円)

(2) 応募資格    次のすべての要件を満たすものとします。

① 当財団の「調査研究助成」の対象研究であって、助成を受けられた年度の翌年度から3か年度を応募できる年度とします。

ただし、応募は1研究につき1回限りとします。

注 本年度に助成を受けられた場合は、令和7年度、令和8年度、令和9年度が応募できる年度となり、そのうち1回限り応募できることとなります。

令和6年度表彰の対象は、令和3年度～令和5年度に

助成を受けられたものとなりますので注意してください。

② 調査研究の論文が学術誌、専門誌等に掲載され、かつ、「公益財団法人かんぽ財団〇〇〇〇年度の助成による成果である」旨の表示があること。

③ 推薦者が1名以上いること。

(3) 応募時期 毎年10月～12月中旬頃

注 毎年9月頃に当該年度の応募対象者にあて、「調査研究優秀研究賞募集のお知らせ(申込書等必要書類を含む。)」を送付します。

## 11 その他

(1) 本調査研究助成の助成対象者及びテーマと上記8(2)により提出いただいた「調査研究報告書」及び「調査研究報告要旨」は、当財団のホームページに掲載します。

また、「調査研究報告要旨」は取りまとめて、「生命保険に関する調査研究報告(要旨)」として発行する予定です。

(2) 本調査研究に対する助成は、「一般財団法人 簡易保険加入者協会」の協力を得て行います。